

施設利用時の宿泊者名簿の記載について

新潟県少年自然の家を宿泊利用いただく際には旅館業法に基づき、宿泊者名簿の提出が必要となっております。

当施設での宿泊利用を予定しております団体の皆様におかれましては、利用当日までに下記の項目を記載した宿泊者名簿のご提出をお願いいたします。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【宿泊利用時に必要な記載項目】

① 氏名

② 住所

学校団体等については児童・生徒の記載が難しい、
かつ「団体が個人の住所を控えている」場合のみ記載不要です。
但し、教職員等の引率者については記載が必要です。

③ 連絡先

当施設の利用については使用申込書に記載の引率責任者の連絡先をもって省略とさせていただきます。

④ 年齢

小学生から高校生等については学年を記載してください。

⑤ 宿泊年月日

連泊等で宿泊者が日によって変わる場合には、「各個人がいつ宿泊するのか」がわかるように記載をお願いします。

⑥ 国籍・旅券番号（外国籍に方のみ）

※公式ホームページ又は本書裏面の宿泊者名簿をご参考にしてください。

※上記項目が網羅されていれば、提出書式は任意のもので構いません。

※旅館業法については下記リンクまたは二次元コードよりご確認ください。

[厚生労働省ホームページ 旅館業のページ]

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000110603.html>

